030916 第1回箱根町まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議

○箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政への町民参画の促進及び公正で透明な開かれた町政の実現を図るため、箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成15年12月5日)第7条の規定に基づき、 附属機関等の会議の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

- 第2条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当すると きは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。
  - (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき。
  - (2) 箱根町情報公開条例(平成15年箱根町条例第14号。以下「条例」という。)第5条に規定する非公開情報として認められる事項について審議等を行うとき。
  - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

(会議の公開又は非公開の決定)

- 第3条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が当該会議に 諮って行う。
- 2 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由 を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

- 第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2 附属機関等の長は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の 傍聴席及び記者席を設けなければならない。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、抽選その他の方法により傍聴者を決定する。
- 4 附属機関等の長は、当該会議に付する資料があるときは、原則として同様の資料を傍聴者 等に配付するものとし、配付できない場合は、審議事項等が分かる資料を提供しなければな らない。

(傍聴者の遵守事項)

- 第5条 傍聴者は、別に定めのある場合を除き、会議の傍聴にあたっては、次に掲げる事項を 遵守し、かつ、附属機関等の長の指示に従わなければならない。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
  - (3) 飲酒、飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 許可を得ずに会議の写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (5) その他会議の妨げとなる行為をしないこと。

(会議の開催の周知)

- 第6条 附属機関等の庶務を担当する課等の長(以下「担当課長」という。)は、当該附属機関等の会議開催日の14日前までに(閉庁日の場合はその翌日)、次に掲げる事項を行政情報コーナー、広報、各課等カウンター、ホームページ等により事前に周知するとともに、必要に応じ報道機関等に資料提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等止むを得ない理由のある場合はこの限りではない。
  - (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 議題
  - (5) 会議の公開非公開の別
  - (6) 会議の全部又は一部を非公開する場合においては、その理由
  - (7) 傍聴者の定員及び定員を超えた場合の処置
  - (8) 傍聴手続
  - (9) その他必要な事項

(会議録等の作成)

- 第7条 附属機関等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後14日以内に(閉庁 日の場合はその翌日)会議録又は会議結果概要報告書(以下「会議録等」という。)を作成しな ければならない。
- 2 附属機関等の長は、会議に付した資料があるときは、会議録等に当該会議の資料を添付しなければならない。

(会議録等の公開)

- 第8条 担当課長は、会議録等作成後速やかに当該会議録等及び会議の資料を行政情報コーナー、各課等カウンター、ホームページ等において公開しなければならない。
- 2 前項の規定において、会議録等及び会議の資料の一部に条例第5条に規定する非公開情報が 記録されているときは、条例第6条の規定により、当該非公開情報が記録されている部分を 除き公開する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。